

運 免 第 5 2 号  
平成31年4月11日

交 通 機 動 隊 長  
高速道路交通警察隊長 殿  
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

準仮停止に関する事務取扱要領の一部改正について

仮停止に該当しない交通死亡事故等の行政処分については、準仮停止適用事案として「準仮停止に関する事務取扱要領の制定について」（平成29年3月3日付け青警本運免第1323号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、意見の聴取期日及び場所の指定、通知手続について、前記通達を一部改正し、本日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担当：運転免許課行政処分係

## 準仮停止に関する事務取扱要領

### 第1 意義

準仮停止は、道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第103条の2に規定する運転免許の効力の仮停止（以下「仮停止」という）に該当しないが、事案の内容等から判断して、これに準ずると認められる交通違反や交通事故を起こした者を対象に、早期に道路交通の場から排除し、道路交通の安全を確保するため、事案を取り扱った警察署長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が運転免許課長と協議し、当該事案の当事者に係る運転免許の取消し又は効力の停止処分を迅速に行うものである。

### 第2 準仮停止の対象事案（他県に住所を有する者に係る事案を除く。）

- 1 仮停止事案に該当しないものの責任が重い死亡事故（安全運転義務違反等による死亡事故）を起こしたもの
- 2 過去1年以内に運転免許の停止を受け、責任の軽い死亡事故を起こしたもの
- 3 酒酔い運転及び酒気帯び運転（0.25mg/ℓ以上）で逮捕したもの
- 4 運転免許停止中における無免許運転違反をしたもの
- 5 麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、車両等を運転し逮捕したもの
- 6 共同危険行為等禁止違反で逮捕したもの

### 第3 取扱要領

#### 1 対象事案認知時の措置

対象事案を認知したときは、直ちに捜査主任官に報告するとともに、警察署長等の指揮を受けること。

#### 2 対象事案の即報

対象事案については、「運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領の一部改正について」（平成31年4月11日付け運免第51号。以下「仮停止事務取扱要領」という。）の「仮停止等事案発生即報」（別記様式第1号）により、運転免許課長へFAX又はメールで即報すること。

この場合、「仮停止等事案発生即報」（別記様式第1号）の各口欄に「準」を追記し、「準仮停止等事案発生即報」として即報すること。

#### 3 意見の聴取の期日及び場所の指定・通知

- (1) 2の即報を受けた運転免許課長は、対象事案を審査し、準仮停止事案に該当すると認めた場合は、速やかに意見の聴取期日及び場所を指定のうえ、当該報告をした警察署長等に連絡するものとする。

なお、運転免許課長においては、被処分者に対する仮停止事務取扱要領の「意見の聴取通知書」（別記様式第3号）を作成し、対象事案を即報した警察署長等に対し、同「意見の聴取通知書」の交付を指示すること。

- (2) (1)の連絡を受けた警察署長等は、被処分者に対し、指定された意見の聴取期日及び場所を通知するため、運転免許課長から送付を受けた「意見の聴取通知

書」の2枚目（正本）を交付するとともに、1枚目（副本）の「受領書」を被処分者に記載させ、意見の聴取の出欠状況を確認すること。

#### 4 関係書類の送付

警察署長等は、対象事案に係る「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領について」（平成31年2月10日付け運免第870号）別表第1に掲げる違反報告書、前記3で交付した「意見の聴取通知書」（別記様式第3号）1枚目（副本）及び事案内容が把握できる関係書類を速やかに運転免許課長に送付すること。

#### 第4 運用上の留意事項

警察署長等は、本制度の目的を理解、浸透させるため、所属職員に対し、次の事項について指導教養を徹底すること。

- 1 対象事案認知時には、準仮停止の積極的な運用を図ること。
- 2 対象事案認知時には、交通幹部自ら事案を把握し、捜査指揮に当たること。
- 3 対象事案は、当該事案内容が明白なものに限られることから、事案認知時から運転免許課担当係と連携すること。
- 4 対象事案は、県内に住所を有する者のみに行うものであり、他県に住所を有する者については行わないこと。
- 5 準仮停止は、行政処分の早期執行を図るため、早期に意見の聴取期日及び場所を通知するものであり、法に定める仮停止と異なるので運転免許証の保管はしないこと。